

火災通報装置の基準

- 西日本防災システム

平成8年2月16日 消防庁 

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準を次のように定める。

火災通報装置の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 火災通報装置 火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- 二 手動起動装置 火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- 三 蓄積音声情報 あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- 四 通報信号音 火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。

第三 火災通報装置の構造、性能等

火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。

- 一 手動起動装置は、次によること。
 - (一) 手動で操作することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。
 - (二) 作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。
 - (三) 誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- 二 発信の際、火災通報装置が接続されている電話回線が使用中であった場合には、強制的に発信可能な状態にすることができるものであること。
- 三 選択信号(一一九番)は、十パルス毎秒若しくは二十パルス毎秒のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかで送出できること。
- 四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されるものであること。また、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。
- 五 蓄積音声情報は、次によること。
 - (一) 通報信号音と音声情報により構成されるものであること。
 - (二) 通報信号音は、基本周波数が、概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとすること。
 - (三) 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。
 - (四) 一区切りの蓄積音声情報は、三十秒以内とすること。
 - (五) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調とすること。
 - (六) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させること。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

火災通報装置の基準

- 西日本防災システム

平成8年2月16日 消防庁 

- 六 蓄積音声情報等の送の確認は、次によること。
- (一) 選択信号を電話回線に送出している間、その信号音をモニター用スピーカで確認できること。
 - (二) 蓄積音声情報を電話回線に送出している間、その音声等をモニター用スピーカで確認できること。
- 七 通報先の消防機関が通話中の場合、自動的に再呼出しすること。
- 八 通話機能等は、次によること。
- (一) 一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に五秒間電話回線を開放し、消防機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号(七十五ボルト十六ヘルツ)を送出した場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。
なお、呼返し信号が送出されなかった場合にあつては、蓄積音声情報を繰り返し送出できるものであること。
 - (二) 蓄積音声情報送出中において、手動操作により、電話回線を送受話器側と切換えて通話できること。
 - (三) 通報中に電話回線を誤って開放した場合等において、消防機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号(七十五ボルト十六ヘルツ)を送出した場合は、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。
- 九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。
- 十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。
- 十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。
- 十二 予備電源は、次によること。
- (一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。
 - (二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。
 - (三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。
- 十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
- (一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下
 - (二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下
- 十四 定格電圧が六十ボルトを超える金属製外箱には、接地端子を設けること。
- 十五 電話回線を捕捉することなく、選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカで確認できる機能を有すること。
- 十六 表示は、次によること。
- (一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
 - イ 装置の名称
 - ロ 型式記号
 - ハ 製造者名又は略号
 - ニ 製造年
 - ホ 定格電圧
 - ヘ 予備電源の品名、容量
 - ト 取扱い方法の概要及び注意事項
 - (二) 火災通報装置の操作部分にあつては、その名称及び操作内容を、当該部分又はその周辺部分に容易に消えないように表示すること。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

火災通報装置の基準

- 西日本防災システム

平成8年2月16日 消防庁 

第四 その他の火災通報装置に係る基準の特例

新たな技術開発等に係る火災通報装置について、その構造、性能等が第三に規定する火災通報装置と同等以上の構造、性能等を有し、火災が発生した場合において、消防機関への火災通報を確実に行うことができるものと認められる場合にあつては、第三に掲げる基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成八年四月一日から施行する。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 